

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和2年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け
出ます。

実施期日

令和2年3月31日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新		旧	
第1章 総則 第1条～第2条（略） （用語の定義） 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第1章 総則 第1条～第2条（略） （用語の定義） 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用 語	意 味	用 語	意 味
1～26	(略)	1～26	(略)
<u>26-2 5Gサービス</u>	<u>当社の5Gサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</u>		
27～39	(略)	27～39	(略)
40 契約者回線	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、 <u>5Gサービス契約約款</u> 、ワイドスター通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に係る契約に基づいて契約者が指定した移動無線装置等と当社との間に設定される電気通信回線	40 契約者回線	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に係る契約に基づいて契約者が指定した移動無線装置等と当社との間に設定される電気通信回線
41 交換設備	(略)	41 交換設備	(略)
42 中継交換機	FOMAサービス、Xiサービス、 <u>5Gサービス</u> 及びワイドスター通信サービスの中継交換を行う交換設備	42 中継交換機	FOMAサービス、Xiサービス及びワイドスター通信サービスの中継交換を行う交換設備
43～54	略	43～54	略
55 業務支援システム	FOMA特定接続契約、Xi特定接続契約又は <u>5G特定接続契約</u> の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム	55 業務支援システム	FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム
56 USIMカード	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は <u>5Gサービス契約約款</u> に規定するFOMAカード又はドコモUSIMカードであって、当社が協定事業者を通じてFOMA特定接続契約者、Xi特定接続契約者又は <u>5G特定接続契約者</u> に貸与するもの	56 USIMカード	FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定するFOMAカード又はドコモUSIMカードであって、当社が協定事業者を通じてFOMA特定接続契約者又はXi特定接続契約者に貸与するもの

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

<p>第 4 条（略）</p> <p>第 2 章 接続する設備の範囲 第 1 節～第 3 節（略） 第 4 節 接続により提供する機能 （接続により提供する機能） 第 9 条（略） 2 当社は、当社の契約者に対し F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、<u>5 G サービス契約約款</u>又はワイドスター通信サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表 1（接続により提供する機能）の 1 - 4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>第 9 条の 2（略） 第 3 章～第 5 章（略）</p> <p>第 6 章 責務 第 1 節 責務 第 38 条～第 39 条の 3（略）</p> <p>（契約数等の提出） 第 39 条の 4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、F O M A サービス契約約款に規定する F O M A 特定接続契約、X i サービス契約約款に規定する X i 特定接続契約<u>及び 5 G サービス契約約款に規定する 5 G 特定接続契約</u>の契約者回線に係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。</p> <p>第 40 条～第 40 条の 2（略） 第 2 節～第 4 節（略） 第 7 章（略）</p>	<p>第 4 条（略）</p> <p>第 2 章 接続する設備の範囲 第 1 節～第 3 節（略） 第 4 節 接続により提供する機能 （接続により提供する機能） 第 9 条（略） 2 当社は、当社の契約者に対し F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表 1（接続により提供する機能）の 1 - 4（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。</p> <p>第 9 条の 2（略） 第 3 章～第 5 章（略）</p> <p>第 6 章 責務 第 1 節 責務 第 38 条～第 39 条の 3（略）</p> <p>（契約数等の提出） 第 39 条の 4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、F O M A サービス契約約款に規定する F O M A 特定接続契約及び X i サービス契約約款に規定する X i 特定接続契約の契約者回線に係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。</p> <p>第 40 条～第 40 条の 2（略） 第 2 節～第 4 節（略） 第 7 章（略）</p>
---	---

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

第 8 章 重要通信の取扱方法

（相互接続通信の切断）

第 45 条 当社は、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款及び5G サービス契約約款中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。

（相互接続通信及び他社相互接続通信の制限）

第 46 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社の F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5G サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、5G サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3～5 （略）

第 47 条 （略）

第 9 章 （略）

第 10 章 料金等

第 1 節～第 2 節 （略）

第 3 節 工事費及び手続費の支払義務

第 55 条 （略）

（手続費の支払義務）

第 56 条

(1)～(6) 略

第 8 章 重要通信の取扱方法

（相互接続通信の切断）

第 45 条 当社は、F O M A サービス契約約款及びX i サービス契約約款中通信の切断に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。

（相互接続通信及び他社相互接続通信の制限）

第 46 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、当社の F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定、並びにワイドスター通信サービス契約約款中通話利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、F O M A サービス契約約款及びX i サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定、ワイドスター通信サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定、並びに専用回線等接続サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3～5 （略）

第 47 条 （略）

第 9 章 （略）

第 10 章 料金等

第 1 節～第 2 節 （略）

第 3 節 工事費及び手続費の支払義務

第 55 条 （略）

（手続費の支払義務）

第 56 条

(1)～(6) 略

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

<p>(7)当社が、F O M A 特定接続契約、X i 特定接続契約又は5 G 特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3節の2 その他の費用の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するF O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能又は5 G 特定接続契約者回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、F O M A サービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 （略）</p> <p>第56条の3～第56条の4 （略）</p> <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> <p>第57条～第61条の2 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（接続料金の実績に基づく精算）</u></p> <p>第61条の3 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に規定する料金額について、その事業年度の原価及び需要の実績（以下、「当年度実績」という）を把握したときは、当該料金額と当年度実績によって算定した精算のための料金額との差額に、当該年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。</p>	<p>(7)当社が、F O M A 特定接続契約又はX i 特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3節の2 その他の費用の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するF O M A 特定接続契約者回線管理機能又はX i 特定接続契約者回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、F O M A サービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、F O M A サービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 （略）</p> <p>第56条の3～第56条の4 （略）</p> <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> <p>第57条～第61条の2 （略）</p>
--	---

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

<p>（接続料金の遡及適用）</p> <p>第 62 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p> <p><u>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄及び第 9 欄の 2 に規定する料金額については、除きます。</u></p> <p>第 5 節～第 9 節（略） 第 11 章～第 14 章（略） 第 15 章 雑則</p> <p>（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）</p> <p>第 82 条 当社は、協定事業者（別表 2（接続形態）において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により F O M A サービス、X i サービス、<u>5G サービス</u>及びワイドスター通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下、この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者へ通知します。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款、<u>5G サービス契約約款</u>及びワイドスター通信サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。</p> <p>3 当社は、協定事業者から F O M A サービス、X i サービス、<u>5G サービス</u>及びワイドスタ</p>	<p>（接続料金の遡及適用）</p> <p>第 62 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額）第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。</p> <p>第 5 節～第 9 節（略） 第 11 章～第 14 章（略） 第 15 章 雑則</p> <p>（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）</p> <p>第 82 条 当社は、協定事業者（別表 2（接続形態）において指定する接続形態において、利用者料金設定事業者となる国際系事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により F O M A サービス、X i サービス及びワイドスター通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等又は契約者の住所等の情報の提供を求められた場合は、次の場合に限り、その提供を求められた情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下、この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨協定事業者へ通知します。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であって、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款及びワイドスター通信サービス契約約款に定める住所変更の届出があったときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。</p> <p>3 当社は、協定事業者から F O M A サービス、X i サービス及びワイドスター通信サービス</p>
--	---

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

<p><u>61 条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る</u>、及び料金表第3表（その他の費用）第1（U S I Mカードの貸与に係る費用）1（U S I Mカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報</p> <p><u>(2) 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第1欄、第3欄、第5欄、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2に規定する料金額（ただし、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2については、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る）</u>、及び料金表第3表（その他の費用）第1（U S I Mカードの貸与に係る費用）1（U S I Mカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額について、原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報（なお、第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報は、毎事業年度経過後6ヶ月を経過する日から提供します。）</p> <p><u>(3) 第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報</u></p> <p><u>(4) 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄、第9欄の2に規定する料金額の算定に用いた第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、その具体的な予測値の算定方法に関する情報</u></p> <p><u>4 前3項</u>の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はU S I Mカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者へ通知することとします。</p>	<p>S I Mカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率</p> <p>並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。</p> <p>ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>3 前2項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はU S I Mカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者へ通知することとします。</p>
---	--

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新		旧	
料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(7)	略	(1)～(7)	略
(8) F O M A直取パケ ット接続機能に係る 料金の適用	F O M A直取パケット接続機能に係る料金については、2（料金額）(6)の料金額を適用します。	(8) F O M A直取パケ ット接続機能に係る 料金の適用	F O M A直取パケット接続機能に係る料金については、2（料金額）(6)の料金額を適用します。
(9) X i直取パケット 接続機能に係る料金 の適用	X i直取パケット接続機能に係る料金については、2（料金額）(7)の料金額を適用します。	(9) X i直取パケット 接続機能に係る料金 の適用	X i直取パケット接続機能に係る料金については、2（料金額）(7)の料金額を適用します。
<u>(9)の2 5G直取パケ ット接続機能に係る 料金の適用</u>	<u>5G直取パケット接続機能に係る料金については、2（料金額）(7)の2の料金額を適用します。</u>		
(10) F O M A特定接 続契約者回線管理 機能に係る料金の適 用	F O M A特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(8)の料金額を適用します。	(10) F O M A特定接 続契約者回線管理 機能に係る料金の適 用	F O M A特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(8)の料金額を適用します。
(11) X i特定接続契 約者回線管理機能に 係る料金の適用	X i特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の料金額を適用します。	(11) X i特定接続契 約者回線管理機能に 係る料金の適用	X i特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の料金額を適用します。
<u>(11)の2 5G特定接 続契約者回線管理 機能に係る料金の適 用</u>	<u>5G特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の2の料金額を適用します。</u>		
(12)～(13)	(略)	(12)～(13)	(略)

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

(14) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用	F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(12)の料金額を適用します。	(14) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用	F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(12)の料金額を適用します。
(15) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(13)の料金額を適用します。	(15) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(13)の料金額を適用します。
<u>(15)の2 5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金の適用</u>	<u>5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能に係る料金については、2（料金額）(14)の料金額を適用します。</u>		
(16)～(17)	(略)	(16)～(17)	(略)
(18)適用する機能の組み合わせ	F O M A 直収パケット接続機能及び F O M A 特定接続契約者回線管理機能は、第 2 (網改造料) 1 - 1 (網改造料の対象となる機能)表中第 4 欄、又は同表中第 4 欄及び第 5 欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。また、X i 直収パケット接続機能及び X i 特定接続契約者回線管理機能、 <u>5 G 直収パケット接続機能及び 5 G 特定接続契約者回線管理機能</u> は、同表中第 4 欄、又は同表中第 4 欄及び第 6 欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。	(18)適用する機能の組み合わせ	F O M A 直収パケット接続機能及び F O M A 特定接続契約者回線管理機能は、第 2 (網改造料) 1 - 1 (網改造料の対象となる機能)表中第 4 欄、又は同表中第 4 欄及び第 5 欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。また、X i 直収パケット接続機能及び X i 特定接続契約者回線管理機能は、同表中第 4 欄、又は同表中第 4 欄及び第 6 欄に規定する機能とともに組み合わせて適用されます。

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新					旧							
2 料金額					2 料金額							
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考			
(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.041272 円	—	(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.040181 円	—			
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.074290 円	—	(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.072326 円	—			
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	0.39152 円	—	(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	0.40693 円	—			
(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに	2.80875 円	—	(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに	1.87249 円	—			
(5) M N P 転送機能		1 秒ごとに	0.009721 円	—	(5) M N P 転送機能		1 秒ごとに	0.009109 円	—			
(6) F O M A 直収パケット接続機能	ア G T P 接続	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで適用する料金	(ア) 10Mb/s のもの	414,368 円	月額	(6) F O M A 直収パケット接続機能	ア G T P 接続	(ア) 10Mb/s のもの	524,493 円	月額		
			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	41,436 円	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	52,449 円	月額		
			(ア) 10Mb/s のもの	332,114 円	月額			イ 削除				
			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	33,211 円	月額			(7) X i 直収パケット接続機能	ア G T P 接続	(ア) 10Mb/s のもの	524,493 円	月額
			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	279,247 円	月額					(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	52,499 円	月額
	(イ) 10Mb/s を超	27,924 円	月額	イ 削除			(8) F O M A 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	89 円	月額		

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

		まで適用する料金	える1.0Mb/sごとに			(9) X i 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	89 円	月額
	イ 削除					(10) 削除	—	—	—
(7) X i 直収パケット接続機能	ア GTP 接続	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日	(ア) 10Mb/s の	414,368 円	月額	(11) 削除	—	—	—
		まで適用する料金	(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	41,436 円	月額	(12) FOMA 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごと	12 円	月額
		令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日	(ア) 10Mb/s の	332,114 円	月額				
		まで適用する料金	(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	33,211 円	月額				
		令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日	(ア) 10Mb/s の	279,247 円	月額				
	イ 削除					(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	12 円	月額
(7)の2 5G 直収パケット接続機能	GTP 接続	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日	(ア) 10Mb/s の	414,368 円	月額				
		まで適用する料金	(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	41,436 円	月額				

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

		<u>月 31 日</u> <u>まで適用</u> <u>する料金</u>	<u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>		
		<u>令和 3</u> <u>年 4 月 1</u> <u>日から令</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/s のも</u> <u>の</u>	<u>332,114 円</u>	<u>月額</u>
		<u>和 4 年 3</u> <u>月 31 日</u> <u>まで適用</u> <u>する料金</u>	<u>(イ)</u> <u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>	<u>33,211 円</u>	<u>月額</u>
		<u>令和 4</u> <u>年 4 月 1</u> <u>日から令</u>	<u>(ア)</u> <u>10Mb/s のも</u> <u>の</u>	<u>279,247 円</u>	<u>月額</u>
		<u>和 5 年 3</u> <u>月 31 日</u> <u>まで適用</u> <u>する料金</u>	<u>(イ)</u> <u>10Mb/s を超</u> <u>える 1.0Mb/s</u> <u>ごとに</u>	<u>27,924 円</u>	<u>月額</u>
(8) FOMA 特定接続契約者 回線管理機能		<u>令和 2 年 4 月 1</u> <u>日から令和 3 年</u> <u>3 月 31 日まで適</u> <u>用する料金</u>	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>78 円</u>	<u>月額</u>
		<u>令和 3 年 4 月 1</u> <u>日から令和 4 年</u> <u>3 月 31 日まで適</u> <u>用する料金</u>	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>76 円</u>	<u>月額</u>
		<u>令和 4 年 4 月 1</u> <u>日から令和 5 年</u> <u>3 月 31 日まで適</u> <u>用する料金</u>	<u>1 契約者回線</u> <u>ごとに</u>	<u>73 円</u>	<u>月額</u>

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

(9) X i 特定 接続契約者回線 管理機能	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	78 円	月額
	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	76 円	月額
	令和4年4月1 日から令和5年 3月31日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	73 円	月額
(9) の 2 5G 特定接続契 約者回線管理機 能	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	78 円	月額
	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	76 円	月額
	令和4年4月1 日から令和5年 3月31日まで適 用する料金	1 契約者回線 ごとに	73 円	月額
(10) 削除		—	—	—
(11) 削除		—	—	—
(12) F O M A 特定接続契約者回 線課金情報提供機能		1 契約者回線 ごとに	11 円	月額
(13) X i 特定接続契約者回線課		1 契約者回線	11 円	月額

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

金情報提供機能	ごとに		
(14) 5G 特定接続契約者回線課 金情報提供機能	1 契約者回線 ごとに	11 円	月額

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新			旧		
第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用（略） 1-1 網改造料の対象となる機能			第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用（略） 1-1 網改造料の対象となる機能		
区 分		備 考	区 分		備 考
(1)～(4)	(略)	(略)	(1)～(4)	(略)	(略)
(5) F O M A G T P 接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第6欄ア欄に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能	—	(5) F O M A G T P 接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第6欄ア欄に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能	—
(6) X i G T P 接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第7欄ア欄又は第7欄の2に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能	—	(6) X i G T P 接続利用機能	第1（網使用料）第2（料金額）表中第7欄ア欄に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能	—
(7)～(9)	(略)	—	(7)～(9)	(略)	—

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

2 料金額 (略) 2-1 算出式 (略) 2-2 年額料金の算定に係る比率				2 料金額 (略) 2-1 算出式 (略) 2-2 年額料金の算定に係る比率			
区分		内容		区分		内容	
諸掛費率						0.107	
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	0.084	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	0.086	0.087
		法定耐用年数経過後	0.051		法定耐用年数経過後	0.050	
	ハードウェア	法定耐用年数期間内	0.088	ハードウェア	法定耐用年数期間内	0.091	0.087
		法定耐用年数経過後	0.051		法定耐用年数経過後	0.050	
土地		0.079		土地		0.087	
通信用建物		0.039		通信用建物		0.043	

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新					旧				
第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 1 適用（略） 2 工事費の額 2-1 工事費					第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 1 適用（略） 2 工事費の額 2-1 工事費				
区分		単位	工事費の額	備考	区分		単位	工事費の額	備考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	—	(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	—
(2) 削除	—	—	—	—	(2) 削除	—	—	—	—
(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	アイ以外の場合	1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する費用	アイ以外の場合	1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	29,645 円			適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1（適用）第1欄のとおりとします。	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

2-2 算出式（略） 2-3 2-2 に適用する作業単金	2-2 算出式（略） 2-3 2-2 に適用する作業単金																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">5,929 円</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">6,783 円</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">7,943 円</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">7,150 円</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">8,310 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	内容	平日昼間	一人あたり1時間ごとに	5,929 円	平日夜間	一人あたり1時間ごとに	6,783 円	平日深夜	一人あたり1時間ごとに	7,943 円	土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,150 円	土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,310 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">6,299 円</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">7,128 円</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">8,252 円</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">7,483 円</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>一人あたり1時間ごとに</td> <td style="text-align: right;">8,607 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	内容	平日昼間	一人あたり1時間ごとに	6,299 円	平日夜間	一人あたり1時間ごとに	7,128 円	平日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,252 円	土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,483 円	土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,607 円				
区分	単位	内容																																							
平日昼間	一人あたり1時間ごとに	5,929 円																																							
平日夜間	一人あたり1時間ごとに	6,783 円																																							
平日深夜	一人あたり1時間ごとに	7,943 円																																							
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,150 円																																							
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,310 円																																							
区分	単位	内容																																							
平日昼間	一人あたり1時間ごとに	6,299 円																																							
平日夜間	一人あたり1時間ごとに	7,128 円																																							
平日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,252 円																																							
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,483 円																																							
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,607 円																																							
<p>第2 手続費</p> <p>1 適用（略）</p> <p>2 手続費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">2-1 手続費</p>	<p>第2 手続費</p> <p>1 適用（略）</p> <p>2 手続費の額</p> <p style="margin-left: 20px;">2-1 手続費</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">手続費の額</th> <th style="width: 5%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(5)</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費</td> <td>F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用</td> <td style="text-align: right;">1,800 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(7) X i 特定接続契約者回線登録手続費</td> <td>X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用</td> <td style="text-align: right;">1,800 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(8) 5 G 特定接続契約者回線登録手続費</td> <td>5 G 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用</td> <td style="text-align: right;">1,800 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	手続費の額	備考	(1)~(5)	略	略	—	(6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費	F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—	(7) X i 特定接続契約者回線登録手続費	X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—	(8) 5 G 特定接続契約者回線登録手続費	5 G 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">手続費の額</th> <th style="width: 5%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(5)</td> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費</td> <td>F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用</td> <td style="text-align: right;">1,800 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(7) X i 特定接続契約者回線登録手続費</td> <td>X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用</td> <td style="text-align: right;">1,800 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	手続費の額	備考	(1)~(5)	略	略	—	(6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費	F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—	(7) X i 特定接続契約者回線登録手続費	X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—				
区 分	単 位	手続費の額	備考																																						
(1)~(5)	略	略	—																																						
(6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費	F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—																																						
(7) X i 特定接続契約者回線登録手続費	X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—																																						
(8) 5 G 特定接続契約者回線登録手続費	5 G 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—																																						
区 分	単 位	手続費の額	備考																																						
(1)~(5)	略	略	—																																						
(6) F O M A 特定接続契約者回線登録手続費	F O M A 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—																																						
(7) X i 特定接続契約者回線登録手続費	X i 特定接続契約に係る契約者回線の開通をするための手続きに要する費用	1,800 円	—																																						

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

2-2 2-1 以外の手続き費				2-2 2-1 以外の手続き費			
区 分		単 位	備 考	区 分		単 位	備 考
(1)~(2)	略	略	—	(1)~(2)	略	略	—
(3) F O M A 特 定 接 続 契 約 者 回 線 登 録 情 報 変 更 手 続 費	F O M A 特 定 接 続 契 約 に 係 る 契 約 者 回 線 の 登 録 情 報 を 変 更 (F O M A 特 定 接 続 契 約 者 回 線 の F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 基 づ く 契 約 の 解 除 に 係 る 手 続 を 除 く) す る た め の 手 続 き に 要 す る 費 用	1 件 ごと に	—	(3) F O M A 特 定 接 続 契 約 者 回 線 登 録 情 報 変 更 手 続 費	F O M A 特 定 接 続 契 約 に 係 る 契 約 者 回 線 の 登 録 情 報 を 変 更 (F O M A 特 定 接 続 契 約 者 回 線 の F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 基 づ く 契 約 の 解 除 に 係 る 手 続 を 除 く) す る た め の 手 続 き に 要 す る 費 用	1 件 ごと に	—
(4) X i 特 定 接 続 契 約 者 回 線 登 録 情 報 変 更 手 続 費	X i 特 定 接 続 契 約 に 係 る 契 約 者 回 線 の 登 録 情 報 を 変 更 (X i 特 定 接 続 契 約 者 回 線 の X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 基 づ く 契 約 の 解 除 に 係 る 手 続 を 除 く) す る た め の 手 続 き に 要 す る 費 用	1 件 ごと に	—	(4) X i 特 定 接 続 契 約 者 回 線 登 録 情 報 変 更 手 続 費	X i 特 定 接 続 契 約 に 係 る 契 約 者 回 線 の 登 録 情 報 を 変 更 (X i 特 定 接 続 契 約 者 回 線 の X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 基 づ く 契 約 の 解 除 に 係 る 手 続 を 除 く) す る た め の 手 続 き に 要 す る 費 用	1 件 ごと に	—
(5) 5 G 特 定 接 続 契 約 者 回 線 登 録 情 報 変 更 手 続 費	5 G 特 定 接 続 契 約 に 係 る 契 約 者 回 線 の 登 録 情 報 を 変 更 (5 G 特 定 接 続 契 約 者 回 線 の 5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 基 づ く 契 約 の 解 除 に 係 る 手 続 を 除 く) す る た め の 手 続 き に 要 す る 費 用	1 件 ごと に	—				
2-3 算出式 (略)				2-3 算出式 (略)			

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新					旧					
第3表 その他の費用					第3表 その他の費用					
第1 USIMカードの貸与に係る費用					第1 USIMカードの貸与に係る費用					
1 USIMカードの貸与に係る費用の額					1 USIMカードの貸与に係る費用の額					
区分		単位	形状	費用の額	区分		単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	292円	USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	335円	FOMA直収ポケット接続機能又はXi直収ポケット接続機能での利用が可能です。
第2 業務支援システムの利用に係る費用（略）					第2 業務支援システムの利用に係る費用（略）					

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新			旧		
別表1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能			別表1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能		
区分	内容	備考	区分	内容	備考
通話モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線、Xiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能	—	通話モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線又はXiサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能	—
64kb/sデジタル通信モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線、Xiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線との64kb/sデジタル通信モードによる通信を行う機能	—	64kb/sデジタル通信モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線又はXiサービス契約者回線との64kb/sデジタル通信モードによる通信を行う機能	—
ショートメッセージ通信モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線、Xiサービス契約者回線又は5Gサービス契約者回線とのショートメッセージ通信モードによる通信を行う機能	—	ショートメッセージ通信モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線又はXiサービス契約者回線とのショートメッセージ通信モードによる通信を行う機能	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
FOMA直収パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（FOMA特定接続契約者、Xi特定接続契約者、又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸FOMA契約又は第3種卸Xi契約に係る利用者に限ります。）が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	—	FOMA直収パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（FOMA特定接続契約者、Xi特定接続契約者、又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸FOMA契約又は第3種卸Xi契約に係る利用者に限ります。）が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	—
Xi直収パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（Xi特定接続契約者又は	—	Xi直収パケット接続機能	当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（Xi特定接続契約者又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸Xi契約に係る利用者に限ります。）	—

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

	卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸X i 契約に係る利用者に限ります。)が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能			が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能	
<u>5G直収パケット接続機能</u>	<u>当該機能を利用する協定事業者のMVNOサービス契約者（5G特定接続契約者又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する第3種卸5G契約に係る利用者に限ります。）が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とその協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行う機能</u>	—			
FOMA特定接続契約者回線管理機能	FOMA特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—		FOMA特定接続契約者回線管理機能	FOMA特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能
X i 特定接続契約者回線管理機能	X i 特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—		X i 特定接続契約者回線管理機能	X i 特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能
<u>5G特定接続契約者回線管理機能</u>	<u>5G特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能</u>	—			
削除	—	—		削除	—
1-2 付加接続機能			1-2 付加接続機能		
区分	内容	備考	区分	内容	備考
FOMA特定接続契約者回線料金情報提供機能	当社がFOMA特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なFOMA特定接続契約	—	FOMA特定接続契約者回線料金情報提供機能	当社がFOMA特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なFOMA特定接続契約	—

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

	者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能			者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能		
X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がX i 特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なX i 特定接続契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—		X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がX i 特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なX i 特定接続契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	
<u>5G特定接続契約者回線課金情報提供機能</u>	<u>当社が5G特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要な5G特定接続契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能</u>	—				
削除	—	—		削除	—	
1-3 個別占有的接続機能（略）				1-3 個別占有的接続機能（略）		
1-4 付加機能接続機能				1-4 付加機能接続機能		
区分	内容	備考		区分	内容	備考
FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、 <u>5Gサービス契約約款</u> 及びワイドスター通信サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、 <u>5Gサービス契約約款</u> 及びワイドスター通信サービス契約約款により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表2に規定します。		FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款及びワイドスター通信サービス契約約款により提供している付加機能接続機能	FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款及びワイドスター通信サービス契約約款により提供する付加機能であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表2に規定します。

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

<p>別表 2（略）</p> <p>別表 3 様式【<u>別紙参照</u>】</p>	<p>別表 2（略）</p> <p>別表 3（略）</p>
--	-------------------------------

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

新	旧																										
<p>附 則（令和2年3月24日経企第3229号） <u>（実施期日）</u> 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、改正規定のうち、第61条の3（接続料金の実績に基づく精算）、第62条（接続料金の遡及適用）並びに料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第7欄の2、第8欄、第9欄及び第9欄の2に規定する料金額については、令和2年4月1日から適用します。</p> <p><u>（接続料金の遡及適用）</u> 2 この改正規定にかかわらず、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄、第8欄及び第9欄に規定する料金額については、次表に規定する額を平成31年4月1日に遡及して令和2年3月31日までそれぞれ適用します。また、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）第6欄、第7欄に規定する料金額については、次表に規定する額を平成30年4月1日に遡及して平成31年3月31日までそれぞれ適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">料金額</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(6) FOM A直収パケット 接続機能</td> <td>ア GTP 接続</td> <td>(ア) 10Mb/s の</td> <td>493,115 円</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに</td> <td>49,311 円</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">イ 削除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(7) Xi直 収パケット接続 機能</td> <td>ア GTP 接続</td> <td>(ア) 10Mb/s の</td> <td>493,115 円</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ)</td> <td>49,311 円</td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額	備考	(6) FOM A直収パケット 接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s の	493,115 円	月額		(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	49,311 円	月額	イ 削除				(7) Xi直 収パケット接続 機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s の	493,115 円	月額		(イ)	49,311 円	月額	
区分	単位	料金額	備考																								
(6) FOM A直収パケット 接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s の	493,115 円	月額																							
		(イ) 10Mb/s を超 える 1.0Mb/s ごとに	49,311 円	月額																							
	イ 削除																										
(7) Xi直 収パケット接続 機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s の	493,115 円	月額																							
		(イ)	49,311 円	月額																							

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

		<u>10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに</u>			
<u>イ 削除</u>					
<u>(8) FOMA 特定接続契約者回線管理機能</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>80 円</u>	<u>月額</u>		
<u>(9) Xi 特定接続契約者回線管理機能</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>80 円</u>	<u>月額</u>		
<p><u>(接続料金等の精算に係る経過措置)</u></p> <p>3 この改正規定にかかわらず、前項の料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）第 6 欄、第 7 欄に規定する料金額を変更したときは、従前の第 62 条（接続料金の遡及適用）の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。</p> <p><u>(USIMカードの貸与に係る費用の額)</u></p> <p>4 当社は、この改正規定実施の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、USIMカードの貸与に係る費用について、料金表第 3 表（その他の費用）第 1（USIMカードの貸与に係る費用）1（USIMカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p>					
<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>形状</u>	<u>費用の額</u>	<u>備考</u>
<u>USIMカードの貸与に係る費用</u>	<u>USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用</u>	<u>1 枚ごとに</u>	<u>Pl u g - i n U i C C、M i n i - U I C C、 又は 4 F F</u>	<u>335 円</u>	<u>F O M A 直収ポケット 接 続 機 能 又は Xi 直 収ポケット接 続機能での 利用が可能 です。</u>

接続約款新旧対照表（本則）（2020/3/31 改正）

<p><u>（情報開示に係る経過措置）</u></p> <p><u>5 この改正規定のうち、第 87 条第 3 項第 2 号に規定する料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額） 第 6 欄、第 7 欄、第 7 欄の 2、第 8 欄、第 9 欄、第 9 欄の 2 について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報の提供については、令和 3 年 4 月 1 日から実施し、第 87 条第 3 項第 3 号に規定する原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報の提供については、第 61 条の 3（接続料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額を把握した日以降に実施します。</u></p> <p><u>6 この改正規定にかかわらず、第 87 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する情報の提供については、附則第 2 項の料金表第 6 欄、第 7 欄、第 8 欄、第 9 欄に規定する料金額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報は、従前の通り、提供するものとします。</u></p>	
---	--

別表3 様式
様式第1 (第10条第2項関係)

事前調査申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

印

次の通り、貴社の網との接続等を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
(1) 接続形態	<input type="checkbox"/> 直接接続 <input type="checkbox"/> 間接接続(他通信事業者経由接続)
接続希望形態に○印を記入	
(2) 接続約款記載の接続箇所(直接接続の場合のみ)	
接続約款第5条(標準的接続箇所)表中第 欄とする。	
2. 電気通信設備の分界点(直接接続の場合のみ)	
相互接続点設置希望地域	

3. 接続対象地域等

(1) 弊社接続対象地域			
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等 (ドコモ着信時)	発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象
(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等(ドコモ発信時) (ドコモ料金設定権呼は無記入)	発信地域	ドコモとの相互接続点(ZA名)	接続対象

4. 接続の技術的条件 (物理的、電気的、論理的条件)

新たな技術的条件の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	該当条件に○印を記入	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	接続約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。					
	ISUP信号設定値					
	信号速度		<input type="checkbox"/>	4.8kb/s	<input type="checkbox"/>	48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ*留保 回線制御機能	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		両方向留保回線 制御機能	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
該当条件に○印を記入						
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合						

5. 電気通信設備の建設に係る事項

相互接続点ごとのトラヒック 需要予測		別紙1 予測トラヒック値のとおり。		
接続品目	接続約款第5条 標準的接続箇所 表中第2欄にて 接続する場合	FOMA直収パケット接続機能 (GTP接続) 10Mb/s~(1.0Mb/sごとに)		Mb/s
		Xi直収パケット接続機能 (GTP接続)及び5G 直収パケット接続機能 (GTP接続) 10Mb/s~(1.0Mb/sごとに)		Mb/s
接続希望品目に○印を記入				

6. 接続端末種別

<input type="checkbox"/>	通話モード	
<input type="checkbox"/>	64kb/sデジタル通信モード	
<input type="checkbox"/>	FOMA(パケット通信モード)	
<input type="checkbox"/>	Xi(データ通信モード)	
<input type="checkbox"/>	5G(データ通信モード)	
<input type="checkbox"/>	衛星電話(陸上)	
<input type="checkbox"/>	衛星電話(船舶)	

接続希望端末に○印を記入

7. 接続形態

別紙2接続形態のとおり。

8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)

課金方式	弊社発信時	<input type="checkbox"/>	柔軟課金方式
		<input type="checkbox"/>	テーブル課金方式
	ドコモ発信時	<input type="checkbox"/>	柔軟課金方式
		<input type="checkbox"/>	テーブル課金方式
課金体系 (ドコモが利用者料金請求事業者となる場合のみ)		<input type="checkbox"/>	距離区分
		<input type="checkbox"/>	時間帯区分
		<input type="checkbox"/>	端末区分
		<input type="checkbox"/>	その他 ()

希望課金条件に○印を記入

9. MNPに係る接続機能

<input type="checkbox"/>	MNP転送機能	
<input type="checkbox"/>	MNPリダイレクション機能	

接続希望機能に○を記入

10. 付加接続機能

付加接続機能のうち利用を希望する機能	
--------------------	--

11. 網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第 欄とする。
--------------------------	--

複数利用の場合は複数を記入

網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	
----------------------------	--

12. 番号方式(技術的条件集第1章第1条の分類を記載すること)

分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サービス 系番号の場合のみ)	弊社使用網間試験番号

13. 弊社事業者識別コード

--

14. 弊社網使用料 (ドコモが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)

--

15. 契約者情報の提供方法(接続約款第82条に基づくもの)

<input type="checkbox"/>	契約者情報照会	
<input type="checkbox"/>	異動情報	

希望情報に○を記入

16. その他

--

様式第1 別紙1

弊社_____トラヒック予測値

① : ②、③以外

ドコモとの相互接続点名	最繁時呼量			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値
平均保留時間(不完了呼を含む)				単位:秒

② : 64kb/sデジタル通信モード

ドコモとの相互接続点名	最繁時呼量			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値
平均保留時間(不完了呼を含む)				単位:秒

③ : FOMA(パケット通信モード)又はXi/5G(データ通信モード)

ドコモとの相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mb/s			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

ドコモとの相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

ドコモとの相互接続点名	契約数予測 単位: 回線			
	接続開始時	S年度末値	S+1年度末値	S+2年度末値

様式第1 別紙2

接続形態

①ドコモが料金設定を行う接続形態

接続 形態 No	第1表					
	発信事業者	経由事業者				着信事業者
	発信	経由1	経由2	……	経由n	着信
1						
2						
3						
4						

利用者料金 設定事業者	第2表	第3表	第5表				第6表
	利用者料金 請求事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者				事業者間精 算
			区間1	設定者	…	区間n	
1							
2							
3							
4							

②ドコモ以外が料金設定を行う接続形態

接続 形態 No	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
	発信	経由	着信
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。
 3 接続約款別表2接続形態に規定する以外の接続形態を申し込む場合には、別紙2接続形態の接続形態No欄に「新規」と記載すること。